

中小企業 無災害記録証 授与制度

申請の
ご案内

JISHA
Japan Industrial Safety & Health Association

中災防
中央労働災害防止協会

災害ゼロの 明るい職場づくりをめざして



▶ 中小企業無災害記録証授与制度の活用のおすすめ

労働災害のない安全で快適な職場で働くことは、仕事に従事する全ての人々とその家族の願うところです。

しかしながら、労働災害はいまなお多数発生しており、中でも中小規模事業場での災害発生率の高さが指摘され、中小企業における安全衛生水準の向上が強く望まれています。

中災防では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひこの制度をご活用ください。

中央労働災害防止協会

中小企業無災害記録証授与制度のあらまし

表彰の対象となる事業場は

次の要件をいずれも満たしている事業場です。

- ・ 中小企業（資本の額又は出資の額の総額が1億円以下又は労働者が300人以下の企業）に属する事業場
- ・ 労働者が10人以上100人未満の事業場



第五種（金賞）表彰楯

無災害記録とは

業務上死亡又は休業災害の発生していない状態が規模、業種別に定める一定の日数が継続した場合に無災害記録証授与の対象となります。

なお、本制度における休業災害とは、休業1日以上災害をいい、身体障害を伴う不休災害を含みます。

また、本制度においては、通勤途上災害は基本的には業務上における災害となりません。（ただし、企業・事業場の用意した交通手段（バスで移動する等）の事故に伴う災害は労働災害とし、無災害記録は継続されません。）

無災害記録の基準とは

無災害記録の基準となる日数は事業場の業種と労働者数によって定められています。記録は第1種から第5種までの5段階あり、記録日数は別表のとおりです。

無災害記録の起算は

事業場設置日又は業務上死亡若しくは休業災害等が発生した日の翌日から起算します。（ただし、労働しない日は除く。）

なお、何らかの操業が行われた日（休日・半日稼働等）も1日として数えます。

労働者数はどう算出するか

労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらず、事業場に属している全ての労働者について行います。無災害期間中に労働者数の増減があった場合は、期間中の毎月末現在の労働者数の平均（小数点以下切捨て）をもってその事業場の労働者数とします。

記録の申請の仕方は

- ・ 申請書（様式-1、2）を作成し、都道府県労働基準協会（連合会）を経て申請します。申請書は中災防のホームページよりダウンロードできます。
- ・ 現在達成している最上位の種別の記録証について申請するものとします。過去にさかのぼっての複数の種別の申請をすることはできません（例：3種の申請の際に1種や2種も申請するなど）。

記録証の授与

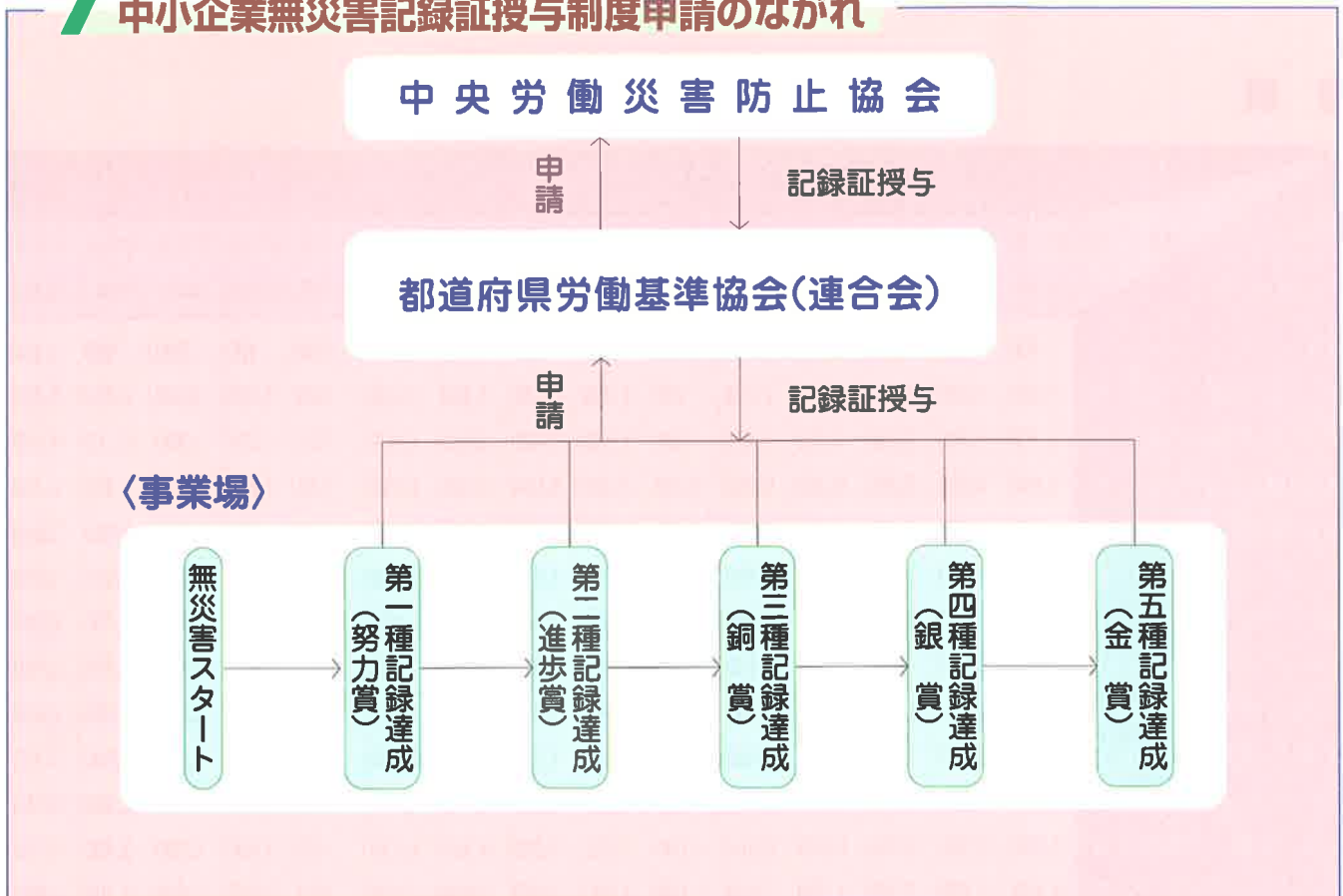
記録を達成された事業場には、中小企業無災害記録証と副賞（表彰楯）を授与いたします。

別表

中小企業無災害記録日数表

業種	規模区分 種別	10人～29人					30～49人					50～99人				
		第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種
		(努力賞)	(進歩賞)	(銅賞)	(銀賞)	(金賞)	(努力賞)	(進歩賞)	(銅賞)	(銀賞)	(金賞)	(努力賞)	(進歩賞)	(銅賞)	(銀賞)	(金賞)
林業		400	800	1,200	1,800	2,700	300	600	900	1,350	2,050	200	400	600	900	1,350
土石採取業		1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
土木建築業		1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
設備工事業		1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
食料品製造業		800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
たばこ製造業		800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
繊維工業		1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
衣服・その他の繊維製品製造業		1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	850	1,700	2,550	3,850	5,750
木材・木製品製造業		650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
家具・装備品製造業		650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
パルプ・紙・紙加工品製造業		1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100	550	1,100	1,650	2,500	3,750
出版・印刷・同関連産業		1,250	2,500	3,750	5,650	8,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
化学工業		1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
石油製品・石炭製品製造業		1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
プラスチック製品製造業		1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
ゴム製品製造業		1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
なめし革・同製品・毛皮製造業		1,300	2,600	3,900	5,850	8,800	950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750
窯業・土石製品製造業		700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400	400	800	1,200	1,800	2,700
鉄鋼業		650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
非鉄金属製造業		1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
金属製品製造業		950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
一般機械器具製造業		700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400	400	800	1,200	1,800	2,700
電気機械器具製造業		1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,050	2,100	3,150	4,750	7,100	800	1,600	2,400	3,600	5,400
輸送用機械器具製造業		650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
精密機械器具製造業		1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
上記以外のその他の製造業		1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
電気・ガス・熱供給・水道業		1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400
鉄道業		1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400
道路旅客運送業		1,050	2,100	3,150	4,750	7,100	750	1,500	2,250	3,400	5,100	550	1,100	1,650	2,500	3,750
道路貨物運送業		800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
普通倉庫業		1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
通信業		800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
卸売・小売業・飲食店業		1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400
自動車整備業		950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
機械修理業		1,150	2,300	3,450	5,200	7,800	850	1,700	2,550	3,850	5,750	650	1,300	1,950	2,950	4,400
建物サービス業		1,300	2,600	3,900	5,850	8,800	950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750
上記以外の事業		1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400

中小企業無災害記録証授与制度申請のながれ



申請・お問合せ先

北海道 (公社)北海道労働基準協会連合会	011-747-6141	滋賀県 (公社)滋賀労働基準協会	077-522-1786
青森県 (一社)青森県労働基準協会	017-777-4686	京都府 (公社)京都労働基準協会	075-321-2731
岩手県 (公財)岩手労働基準協会	019-681-9911	大阪府 (公社)大阪労働基準連合会	06-6942-7401
宮城県 (公社)宮城労働基準協会	022-265-4091	兵庫県 (一社)兵庫労働基準連合会	078-231-6903
秋田県 (一社)秋田県労働基準協会	018-862-3362	奈良県 (公社)奈良県労働基準協会	0742-36-2040
山形県 (一社)山形県労働基準協会連合会	023-674-0204	和歌山県 (公社)和歌山県労働基準協会	073-446-7000
福島県 (一社)福島県労働基準協会	024-522-6717	鳥取県 (一社)鳥取県労働基準協会	0857-52-7300
茨城県 (一社)茨城労働基準協会連合会	029-225-8881	島根県 (一社)島根労働基準協会	0852-23-1730
栃木県 (一社)栃木県労働基準協会連合会	028-678-2771	岡山県 (一社)岡山県労働基準協会	086-225-3571
群馬県 (一社)群馬労働基準協会連合会	027-233-3582	広島県 (公社)広島県労働基準協会	082-221-0725
埼玉県 (一社)埼玉労働基準協会連合会	048-822-3466	山口県 (一社)山口県労働基準協会	083-925-1430
千葉県 (公社)千葉県労働基準協会連合会	043-241-2626	徳島県 (一社)徳島県労働基準協会連合会	088-634-1266
東京都 (公社)東京労働基準協会連合会	03-6380-8305	香川県 (一社)香川労働基準協会	087-816-1401
神奈川県 (公社)神奈川労務安全衛生協会	045-662-5965	愛媛県 (公社)愛媛労働基準協会	089-921-7033
新潟県 (一社)新潟県労働基準協会連合会	025-283-2201	高知県 (一社)高知県労働基準協会連合会	088-861-5566
富山県 (一社)富山県労働基準協会	076-442-3966	福岡県 (公社)福岡県労働基準協会連合会	092-262-7874
石川県 (公社)石川県労働基準協会連合会	076-254-1265	佐賀県 (一社)佐賀県労働基準協会	0952-37-8277
福井県 (公社)福井県労働基準協会	0776-54-3323	長崎県 (一社)長崎県労働基準協会	095-849-2450
山梨県 (一社)山梨県労働基準協会連合会	055-251-6626	熊本県 (一社)熊本県労働基準協会	096-245-7821
長野県 (一社)長野県労働基準協会連合会	026-223-0280	大分県 (一社)大分県労働基準協会	097-532-5765
岐阜県 (公社)岐阜県労働基準協会連合会	058-270-0380	宮崎県 (公社)宮崎労働基準協会	0985-25-1853
静岡県 (公社)静岡県労働基準協会連合会	054-254-1012	鹿児島県 (公社)鹿児島県労働基準協会	099-226-3621
愛知県 (公社)愛知労働基準協会	052-221-1438	沖縄県 (一社)沖縄県労働基準協会	098-868-2826
三重県 (一社)三重労働基準協会連合会	059-227-1051		

中央労働災害防止協会 教育推進部 企画課 03-3452-6402

<http://www.jisha.or.jp/chusho/record/index.html>

または

中小企業無災害記録

検索

第 種 中小企業無災害記録証申請書

年 月 日

事業場の名称										
代表者又は事業者職氏名		印								
事業場の所在地		〒 (TEL)								
所轄労働基準監督署名		企業の資本の額又は出資の額		万円		企業全体の所属労働者数		名		
申請事業場の業種 *1						申請事業場の平均労働者数 *2				
						名				
記録起算年月日				記録樹立年月日 *3			達成日数 *4		申請日までの継続日数 *5	
昭和・平成 年 月 日				平成 年 月 日			日		日	
番号	年 月 *6	労働日数	月末における労働者数	累計	年 月	労働日数	月末における労働者数	累計		
1	〇〇年 〇月									
2										
3										
4										
5										
6										
上記記録を樹立したことを確認する。										
年 月 日										
都道府県労働基準協会(連合会)										
代 表 者 印										

- *1 別表・「中小企業無災害記録日数表」から該当する業種を選択すること。
- *2 無災害記録継続期間中の月末労働者数の平均(小数点以下切捨て)を算出し記入すること。
- *3 申請の対象となる無災害記録を樹立した年月日を記入すること。
- *4 申請の対象となる無災害記録日数を記入すること。
- *5 記録達成後も申請の時点まで無災害が継続していなければならない。
- *6 記録起算年月日から記入すること。

※ ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって保管し、本事業の実施(連絡、運営、後日の問い合わせ対応等)のみに使用させていただきます。

